

徳島県監査委員公表第8号

地方自治法第199条の規定に基づき、平成20年度の定期監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

平成21年4月20日

徳島県監査委員	数	藤	善	和
同		福	永	義
同		片	山	隆
同		喜	田	義
同		三	木	明
				亨

監査対象機関及び監査年月日

別表に記載のとおりである。

監査の結果

改善を要するものは、次のとおりである。

1 歳入で未収となっているもの

<新野高等学校> <鴨島商業高等学校> <阿波西高等学校> <穴吹高等学校>

高等学校使用料における収入未済については、収入確保に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努める必要がある。

高等学校使用料の収入未済額の状況

<新野高等学校>

平成19年度決算額	498,100円
平成18年度決算額	420,300円
増減額	77,800円

<鴨島商業高等学校>

平成19年度決算額	1,773,500円
平成18年度決算額	1,260,100円
増減額	513,400円

<阿波西高等学校>

平成19年度決算額	121,800円
平成18年度決算額	121,800円
増減額	0円

< 穴吹高等学校 >

平成19年度決算額	226,900円
平成18年度決算額	216,600円
増 減 額	10,300円

2 現金収入に関する事務処理で適切でないもの

< 徳島中央高等学校 >

歳入を直接収納したときは、特別の理由がある場合を除き、即日指定金融機関等に払い込まなければならないにもかかわらず、払い込みが遅れているものがあつた。また、即日払い込みができなかった場合には、現金整理簿に必要な事項を記録しなければならないにもかかわらず、現金整理簿に記録されていないものがあつた。今後このようなことがないよう、チェック体制を強化する必要がある。

3 契約事務で適切でないもの

< 二十一世紀館 >

設備運転管理業務ほか3業務の委託契約については、入札により受託業者を決定しているが、翌年度当初の2又は3箇月間の業務を、引継期間が必要であるなどの理由により、当該受託業者と一者随意契約している。一年度を通しての契約、長期継続契約等の検討を行い、競争性を確保する必要がある。

< 徳島工業高等学校 >

徳島工業高等学校について、一体的に施行すべき工事を分割施行し、競争入札を回避して随意契約を締結し、不適正な事務処理を行ったものがあつた。本件事案においては、教育総務課について、本庁執行が適当である工事をかい配当により執行させたものであり、今後このようなことがないよう、執行態勢を見直す等、適正な事務の執行に努める必要がある。

別表

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
徳島東工業高等学校	平成21年 1月13日
徳島工業高等学校	〃
小松島西高等学校	平成21年 1月14日
水産高等学校	〃
城ノ内中学校	平成21年 1月19日
城ノ内高等学校	〃

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
徳島北高等学校	平成21年 1月19日
鳴門第一高等学校	平成21年 1月20日
板野高等学校	〃
聾学校	平成21年 1月22日
国府養護学校	〃
城西高等学校	平成21年 1月23日
名西高等学校	〃
城南高等学校	平成21年 1月27日
ひのみね養護学校	〃
富岡西高等学校	平成21年 1月28日
那賀高等学校	〃
盲学校	平成21年 1月29日
徳島中央高等学校	〃
脇町高等学校	平成21年 2月 2日
穴吹高等学校	〃
海部高等学校	平成21年 2月 9日
二十一世紀館	平成21年 2月10日
総合教育センター	〃
博物館	平成21年 3月17日
川島中学校	〃
城東高等学校	〃
城北高等学校	〃
徳島商業高等学校	〃
小松島高等学校	〃
勝浦高等学校	〃
富岡東高等学校	〃
阿南工業高等学校	〃
新野高等学校	〃
鳴門高等学校	〃
阿波高等学校	〃
阿波農業高等学校	〃
鴨島商業高等学校	〃
川島高等学校	〃
阿波西高等学校	〃
美馬商業高等学校	〃
貞光工業高等学校	〃
辻高等学校	〃
池田高等学校	〃
三好高等学校	〃
板野養護学校	〃
鴨島養護学校	〃

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
阿南養護学校 図書館 近代美術館	平成 2 1 年 3 月 1 7 日 " "